

第5回 由利本荘市公営事業経営検討委員会 会議録

1. 開催日時 令和8年7月23日（木曜日）午前10時

2. 開催場所 企業局「大会議室」

3. 出席委員（8名）

金澤 伸浩	小笠原 公毅	山下 知之	片村 正浩
岸田 良子	佐藤 良一	三浦 徳久	小島 弥恵子

4. 欠席委員

森 健利	小松 寿
------	------

5. 次第

1. 委員長あいさつ

2. 協議

（1）由利本荘市の水道料金の算定方法（料金体系の設定）

（2）由利本荘市の下水道使用料の算定方法（使用料体系の設定）

3. その他

6. 出席職員

局長	工藤 睦	管理課長	佐藤 昌司
管理課経営改善特命課長		営業課長	木内 華奈
	吉田 豊		
水道課長	佐藤 良市	下水道課長	齋藤 純
ガス課長兼13Aガス製造所長			
	堀 友昭		
（管理課）			
参事兼課長補佐兼総務班長		経理班長	三浦 幹彦
	田口 俊一		
経理班主査	栗林 公一郎	経理班主査	小川 有希子
（営業課）			
参事兼課長補佐兼営業班長		課長補佐兼料金班長	伊藤 冬樹
	加藤 大樹		
（水道課）			
計画班長	東海林 悠		
（下水道課）			
参事兼課長補佐兼集落排水班長		参事兼課長補佐兼公共下水道班長	
	佐々木 義広		工藤 憲

7. 委員会議長

金澤 伸浩

8. 会議の概要

○吉田特命課長

おはようございます。定刻になりましたので、第5回由利本荘市公営事業経営検討委員会を開催したいと存じます。私は本日の進行を務めさせていただきます管理課の吉田と申します。よろしくお願いいたします。

本日の出席者についてですが、森委員が所要により欠席ということで報告をいただいております。

それでは、開会にあたりまして金澤委員長よりご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○金澤委員長

おはようございます。本日も座長を務めさせていただきます金澤です。どうぞよろしくお願いいたします。

水道料金、下水道料金の値上げに関し、秋田市では既に答申が出たということで、これから議会で話し合われるという段階にあるようです。3割くらい値上がりになるというようなお話でした。由利本荘市でも同じような検討を踏まえ進めるということでございますので、今日は難しい話が多いかと思いますがご検討のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田特命課長

ありがとうございました。本日の会議は11時30分頃を目途に終了したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは協議に入らせていただきます。協議の進行は要綱に基づきまして、金澤委員長が議長となりますので進行方よろしくお願いいたします。

○金澤委員長

それでは協議に入りたいと思います。

(1) 由利本荘市の水道料金の算定方法について事務局より説明をお願いいたします。

○佐藤管理課長

前回の委員会時に水道整備計画の説明をして欲しいというご意見がありましたので、水道課長の方から説明させていただきます。

○佐藤水道課長

水道課の佐藤です。よろしくお願いいたします。

私の方から経営戦略の計画期間、令和８年度から令和１７年度における水道施設整備計画について説明します。

由利本荘市の水道事業では、計画を策定する段階で、安全で安定した水道水の供給を継続していくために、渇水対策、施設の老朽対策、施設の耐震化という三本の柱を軸にした計画としております。

計画期間につきましては、令和８年度から令和１７年度としております。渇水対策としましては、南福田取水施設整備事業が令和１０年から１５年、施設の老朽対策としまして百宅浄水場等整備事業が令和９年から１３年、施設の耐震化としましては、黒森川導水管耐震化事業が令和９年から１１年、病院等の重要施設になりますけれども、そちらへの配水管耐震適合化事業としまして、令和１２年度から１６年度として計画しております。

三つの方針の中には含まれておりませんが、水道のスマートメーター導入についても令和１０年度から１６年度ということで計画しております。

この三本の軸で計画しておりますけれども、今後１０年間の中で一番優先的に取り組む内容としましては、渇水対策、鳥海ダムの利水計画整備事業として、南福田取水場の施設整備が優先的に考えている整備の内容となります。整備計画の内容につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。

○金澤委員長

ありがとうございました。

今のご説明に対しましてご質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

整備計画の総括原価算定期間の令和９年から令和１３年と、本日検討するものとはどういう関係があるのでしょうか。ここに合わせて料金を設定して、その後、また料金の設定を見直すということでしょうか。

○佐藤管理課長

前回、減価償却費について提示しておりますが、この整備計画に基づいて完成したものについては完成後の翌年から減価償却費に計上するということになっております。

例えば鳥海ダムの負担金というか、鳥海ダムの整備が終了してからになるというのは、算定には入っていないということになりますし、南福田取水場建設事業の導水管整備は令和１０年に完成という計画になっておりますが、その翌年の令和１１年から減価償却費に含まれてくることになり、南福田建設工事の取水場整備については建設が令和１４年完成という計画なので、令和１５年からの減価償却費に算定されるということなので、こういったものは算定に含まれないということになります。

○金澤委員長

ありがとうございます。

翌年から支払いが始まるということですが、その支払いの割合というか金額というのは1年分を1年で支払うということになるのか、それとも、もう少し長い期間で払うことになるのでしょうか。

○佐藤管理課長

整備するためにお金を借りるということについては、償還する会計が少し違っており、減価償却費は収支バランスに計上されることになり、償還については減価償却費の中で償還に回すということになります。

○金澤委員長

分かりました。ありがとうございます。ほかにありませんか。

○A委員

水道スマートメーター導入事業について、全戸をスマートメーター化する計画となっておりますが、簡単に言うと検針がなくなり人件費がかからない分、経費削減になるということだと思いますが、まず、県内でやっている市町村があるのかということと、全国で見した場合、実施状況はどうかということ、あと、取り付け時の耐久性がどんなものなのかということ、市内だったら全然問題ないと思いますが、山間地域であるといった所やインターネット環境とか無い、データが飛んでこないような環境がある中で、全部取り付け可能なのかといったこともあって実際に実現は可能なものなのでしょうか。

○佐藤水道課長

県内につきましては、全戸というのは聞いておりませんが、三つくらいの事業体では運用に向けて実証実験などはしているようです。

実際には、山間部地域に関し、戸数までは把握しておりませんが、運用を開始しているというお話をしておりました。いずれ通信関連につきましても、電波通信環境が無い山間地であっても、今、いろんな種類の機器があり、メーターからの発信機により通信さえできれば設置可能というような話を聞いております。

いずれ営業課でも詳細について実証実験を行っておりますけれども、色々な状況を見ながら検討して進めていくようなことになると思います。

○加藤参事

今の水道課長の説明に補足します。電波については、携帯会社、キャリアさんの電波で実証実験を行いまして、山間部及び冬季についても確実に電波が届いていることの確認は出来

ております。実証実験については秋田県内だけでなく、全国で実証実験を行っているところで、八戸市さんでは大規模に導入しているという事例がありましたので付け加えさせていただきます。電波については、例えば、A社のデータセンターに無線通信でデータが送られて、そこから由利本荘市企業局の毎月の使用料について取り出すという形になります。

○佐藤管理課長

耐用年数という話がありましたけれども、メーターの耐用年数は8年で交換しなければならないというルールがあって、約6年、7年で交換を全部行っております。

そういったことをご理解いただければと思います。

○A委員

計画では1億8,000万円を3カ年に渡ってとありますけれども6、7年後の更新時も同じくらいの費用がかかるようなイメージなのでしょうか。

設備更新とあるので、全戸に取り付けて完了するのは何年間を想定しているのでしょうか。

○佐藤管理課長

整備計画では、7年くらいということになっていると思いますけれども、検満、いわゆるメーターの耐用年数が8年ということなので、大体7年くらいで交換・更新をしていく計画であります。

○A委員

つまり10年の時に取り付けたお宅が全部完了した直後に、ちょうど更新のタイミングを迎えるというイメージでよろしいでしょうか。

○佐藤水道課長

そうなります。この年間で分けているということに関しては、現在取り付けているメーターから更新ということになりますので、現在取り付けているメーターの検満の期間というのが計量法で決まっておりますので、その検満の年数に合わせたタイミングで新しいものに交換することになりますので、こういった計画になっております。

○A委員

難しい話になってしまいますけれども、年間で1億8,000万円の設備更新がかかるということですね。7、8年後も同じように1億8,000万円かかると想定すれば、毎年ずっと継続して経費がかかるというイメージとして私には見えてしまいます。スマートメーター化によりマンパワーの経費削減や人手不足対策といったことだと思いますが、人件費で考えたときに、費用対効果とすればどうなのか、年間毎回1億8,000万円のメリット

があるのかどうかと思ったところですがいかがでしょうか。

○佐藤管理課長

次の更新の時には同じメーターを再度更新していくということになりますので、初期費用が削減されることになります。

人件費の話については、実は検針費用の方が安いというところもありますが、今、全体的に検針員不足が課題になっておりますので、そういったところにも対応して行くと言うところでスマートメーターを導入する計画があるというところでございます。

○金澤委員長

よろしいでしょうか。1億8,000万円は差額ではなくてスマートメーターの値段ということですか。

○佐藤管理課長

メーターとシステム料金が入っております。

○金澤委員長

従来のメーターとの差額のような理解でよろしいですか。メーターは継続して更新していかなければならないですね。令和8年、9年は書いておりませんが、そこでもメーターは更新していますよね。

○佐藤管理課長

差額ではありませんが、2回目は1億8,000万円かからないという理解です。

○金澤委員長

わかりました。ほか、いかがでしょうか。その後の算定方法のご説明をいただいた後に、再度ご意見をお伺いするということでもよろしいかと思いますが。

○佐藤管理課長

それでは「(1) 由利本荘市の水道料金の算定方法（料金体系の設定）について」経理班から説明させていただきます。

○栗林主査

それでは水道料金の算定方法について、説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

資料の2ページ目が「目次」となっております。

まず料金体系のおおまかなイメージを確認していただき、次に総括原価をどのように基本料金や従量料金に配賦、つまり具体的な金額を割り当てていくかについて、算定要領に基づいた方法を説明してまいります。

「教科書どおりに算定するとこのような料金になります」というものをまずお示しして、それを現行料金と比較しながら、どう市民の皆様にご納得いただける形に調整していくか、という流れとなっております。

資料の3ページをご覧ください。

「料金（使用料）体系の設定イメージ」についてであります。

前回お示した総括原価から、実際の料金表の単価を算出する流れを示しています。

まず総括原価を、性質に応じて「需要家費」「固定費」「変動費」に分解します。次に、これらを料金の性格に合わせて「準備料金」と「水量料金」に配分します。準備料金は、水の使用量に関わらず、いつでも給水できる状態を維持するためのコストであり、水量料金は、使われた水量に応じて変動するコストであります。最終的に、準備料金をベースに「基本料金」を、水量料金をベースに「従量料金」を、それぞれ計算して配賦いたします。

資料4ページをご覧ください。

当市の総括原価に占める実際の割合は、需要家費が4%、固定費が90%、変動費が6%となっており、水道施設の維持管理にかかる「固定費」が9割を占める構造です。

配分のルールといたしましては、需要家の存在により発生する費用である需要家費4%は、全額「準備料金」へ配分します。薬品代などの変動費6%は、全額「水量料金」へ配分します。大部分を占める固定費90%については、中央のグラフの通り「施設利用率」に基づいて按分します。施設の最大能力（浄水施設能力）に対して、普段使われている「平均給水量」の部分を「水量料金」へ、使われずに備えとなっている能力分のコストを「準備料金」へ割り振ります。この結果、最終的な配分は、準備料金が約25%、水量料金が約75%となります。

資料5ページをご覧ください。

総括原価を各費用に分解した際の、具体的な金額の内訳を示しています。

総括原価113億8,922万8千円は、前回の資料でお示したものです。

この総括原価を右のように分解しています。

まず需要家費は4億1,729万円です。量水器関連の業務委託料や修繕費、減価償却費、水道料の賦課徴収委託料が含まれます。固定費は102億3,863万4千円で、原価全体の約9割を占めております。変動費は7億3,330万4千円です。こちらは薬品費や電気代などの動力費となります。

これらをベースに、基本料金と従量料金への割り振りを行います。

資料6ページをご覧ください。

固定費を「準備料金」と「水量料金」へ配分する具体的な計算方法であります。

算定要領に基づき、約102億円の固定費合計に対して、浄水施設の能力と平均給水量の比率を掛け合わせます。施設の最大能力に対して普段使われている分として、水量料金へ78億6,941万4千円、使われずに余っている能力分として準備料金へ23億6,922万円を、それぞれ配分いたします。

つまり、万が一の備えにかかる固定費は「準備料金」へ、日々の実際の給水にかかる固定費は「水量料金」へ、実績値に基づき配分したものであります。

資料7ページをご覧ください。

ここでは「需要家費」を各口径の基本料金に配賦する計算をしております。

簡単に言えば、大きなメーターほど購入価格や修繕費が高くなりますので、その費用倍率で、量水器関連費用の総額（約1億6千万円）を口径ごとに按分し、1件あたりの月額を算出しております。

一方で、検針や料金徴収にかかる費用は口径に関わらず一定です。そのため、こちらは全口径一律で「月額135.8円」となります。

まずこれらが、各口径の基本料金に配賦されます。

資料8ページをご覧ください。

ここでは「固定費」のうち「準備料金」に配分したものを、どのように基本料金に配賦していくかという計算をしております。

大きな口径ほど一度に大量の水を送れる能力が必要なため、コストも高くなります。

表の「理論流量比」や地域の実態を考慮するための「補正係数」を用いて、口径ごとに公平な負担割合を割り出し、それに基づき準備料金総額（23億6,922万円）を按分し、1件あたりの月額を算出しております。

最も件数の多い13mmであれば「月額831円」となり、口径が太くなるにつれて金額が上がり、最大の150mmでは「月額14万9,864円」となります。

ここまでが、算定要領に基づいた基本料金の算出方法になっております。

資料9ページをご覧ください。

ここでは、使った分だけいただく「従量料金」の計算をしております。

要するにここでは、「水1立方メートルを届けるのに、いくらかかっているか」を計算しております。従量料金に割り振られたコストを、5年間の総使用水量で割り算します。

固定費分を割ると「186.12円」、変動費分を割ると「17.34円」となり、この2つを足し合わせた「204円」が、算定要領に基づいた1m³あたりの単価となります。なお算定要領では、従量料金は口径や用途に関わらず、原則として一律同じ単価にする「均一料金制」が基本とされています。

そのため、「全口径一律で1m³あたり204円」となっております。

資料10ページをご覧ください。

これまでの計算をまとめた「算定要領に準拠した料金表」と、その収支シミュレーションであります。

上の表が、これまで算出した各料金を合算した料金表です。

黄色の列が基本料金で、10円未満を四捨五入して整理しています。

一番普及している13mmであれば「月額1,030円」、右側の従量料金は口径に関わらず「一律204円」となります。下の表は、この料金体系をそのまま導入した場合の、今後5年間の収入推計です。赤字で示している5年間の料金収入の見込み額は「114億554万7,558円」となり、必要なコストである総括原価（約113億8,900万円）を上回る計算となります。

総括原価に対して、約1,600万円収入が多くなるということを示しています。

国の算定要領に機械的に当てはめると、このような料金表になり、5年間のコストを、資産維持費も含めて十分に賄える計算になります。

資料11ページをご覧ください。

現行料金との比較であります。

算定要領どおりに改定した場合、具体的にどれくらい料金が上がるかを示しています。

各口径で平均的な量を使用した場合、月額（税込）でいくらになるのか計算したものが、右の上から2番目の表になります。

この算定要領準拠による料金案には、大きく2つの特徴があります。

1つ目は「一般家庭の負担が非常に重くなる」という点です。

一般家庭で最も多い口径13mmで月20³m使用の場合、現行の3,960円から5,621円へと、月額「1,661円」の値上げ、率にして「41.9%」の大幅増となります。さらに20mmにいたっては、増減率「73.0%」という結果になります。

2つ目は、「大口径ほど値上げ幅が小さく、一部は基本料金が下がる」という点です。

50mmや75mmでは基本料金が現行より安くなります。

こちらは、あくまで算定要領に準拠し機械的に算出した料金表であります。これを基本として、実態に即して適宜調整していくということになります。

資料12ページをご覧ください。

由利本荘市の実態として、どの口径でどの程度の水を使用している方が多いのかを示す分布図（ボリュームゾーン）になります。

これによると、口径13mmの10³m以下使用が最も多く、口径13mmから20mmの20³m以下使用が全体の52%を占めていることが分かります。

算定要領に準拠した改定では、ここの値上げ幅が特に大きいため、このゾーンに配慮し、従量料金単価を緩和する調整が必要であると考えられます。

資料13ページをご覧ください。

調整案①「小口・少量利用者に配慮し調整した場合」であります。

この案は、使用水量の少ないご家庭の負担を抑えることを優先した調整案であります。具体的には下部に特徴を記載しておりますが、まず口径20mmの基本料金を算定要領準拠による料金と比較し320円下げ、それ以外の口径の基本料金は、原則として算定要領の金額

を百円未満切り上げた額としております。

口径50mmおよび75mmの基本料金は、算定要領準拠では現行より減額となる計算でしたが、本案では現行据え置きとし、全体の財源バランスを確保しています。

そして、13mmおよび20mmの使用量20m³までの料金を段階的に抑え、21m³以上およびその他の口径については一律220円としました。

これらの調整により、右下の表のモデルケースにありますとおり、最も一般的なご家庭である口径13mm・20m³の使用時においては、月額料金が5,390円（現行差+1,430円、増減率36.1%）となります。これは、算定要領にそのまま準拠した場合よりも、月額で『231円』負担を抑えた設計となっております。

ですが、それでも口径20mm～25mmの平均的な使用量における月額料金の上昇率は、50%を超える厳しい料金設定となっております。

次に、資料14ページをご覧ください。

調整案②「13mm～25mm全体の負担を緩和した場合」であります。

調整案①では口径20mmの基本料金は2,000円でしたが、本案ではさらに抑えて1,800円としました。また、25mmの基本料金についても、算定要領の3,600円から3,000円へと引き下げております。そして、この引き下げの財源を確保するため、13mmの基本料金についてのみ、調整案①の1,100円より100円引き上げた1,200円に設定しております。

つまり、13mmの基本料金で月100円のご協力をいただくことで、それを原資として、値上げ幅の大きかった20mm・25mm世帯の負担を助け合う設計となっております。

これにより、一般家庭モデルケース（13mm・20m³）の月額料金を5,390円にキープしたまま、20mm～25mmといった「一般家庭や飲食店等の事業所」の料金上昇率を50%以下に抑えたものが、この調整案②であります。

最後に資料15ページをご覧ください。

調整案ごとの総括原価と収入見込み額の比較になります。

いずれも総括原価に対して120万～460万という若干の不足はありますが、料金回収率100%という目標自体は達成可能と考えております。

当市の水道事業の独立採算・健全経営を維持しつつ、市民生活や経済活動への影響をできる限り抑えるための落としどころとして、調整案②が最も現実的な選択肢であると考えております。仮に、一般家庭の負担をさらに緩和するとすれば、資産維持率を見直すなど、根本的な変更が求められるかと思われます。

委員の皆様におかれましては、この案を軸としてご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。水道料金についての説明は以上です。

○金澤委員長

説明ありがとうございます。ご質問がございましたらよろしくお願いいたします。

そもそも規定どおりの数字に今なっていないということについては何故でしょうか。

○工藤局長

前回料金統一したのが平成23年頃だと思いますが、その時は主に1市7町の料金を統一することが一番の主眼ということであって、経営全体というよりも「各市町村で料金があまり大きく上がったり下がったりしないように」という調整が主であったことから、今回の算定要領と比較した場合、特に基本料金の部分が大きく乖離しておりまして、今回の結果も13mm、20mmの基本料金が現行と算定要領と比較すると安かったということで、改定率が少し上がっているという状況にあります。

○金澤委員長

ありがとうございます。

総括原価の額について、5年間の総額という理解でよろしいですね。これを5年で按分して割って1ヶ月分の料金が提示されているということですね。

わかりました。

先ほどの計画の話と関連することで、5年間はこの額で出していただいているのですが、その後5年間は同じなのか、上がるのか下がるのかといった見通しはどうでしょうか。

○佐藤管理課長

経営戦略の中で10年間の収支見通しというのは出していて、経費については上がるという方向になっており、下がる見込みは無いといったところで、収入が減少する分、料金改定を実施しなければならない経営戦略になっております。

今回、5年の算定期間で料金改定を行うということなので、また5年後に経営戦略の見直しをして、料金改定が必要になるということであればその時に料金改定の検討をしなければならないということになると思います。

○金澤委員長

ありがとうございます。

○B委員

一般家庭13mmで1㎡あたりの金額が、折り合いを付けて100円くらい上がっていますが、小売業の食堂とかそういった方達は20mmや25mmの口径にあるということでしょうか。あと、口径が50mm、75mmの下がるといったところは、どれくらいの設備が平均なのかといったところをお伺いしたいということと、先ほどから料金配分のところで助け合うとか折り合いをつけるというワードが出てきておりましたが、一般家庭が殆どということで、13mmの1,200円というのが100円ずつくらいだったら基本料金と

しては見込めるだろうと思いますが、口径が20mmと25mmの4、5人家庭の45%、48%、49%上がるころなどは、もう少しなにかできるような算段はないのでしょうか。

○佐藤管理課長

商店の中でもいろんな業種があって、例えば飲食業とか商店とかあると思いますが、特に水を使う商店であれば25mmとか30mmとかになるだろうと思います。資料の12ページに、どれくらいの口径の人がどれくらい水を使っているのか示した分布図を載せてありますが、この図から25mmでも1%に満たない0.5%ということなので、語弊があるかも知れませんが、いくら安くしてもあまり影響がないということとなり、逆に13mm、20mmの方を調整すると、ものすごく他の口径に影響を及ぼすものとなります。なので、100円の上げ下げがものすごく料金表に影響するということを皆さんに覚えていて欲しいというように思います。それから、先ほどお話しさせていただきましたが、算定要領に基づく料金と現行料金では、大口径の会社側に非常にご負担をしていただいたという算定になっておりますので、比較的基本方針として36%よりも低い改定率になっているというのは、そういったところに原因があるというところがございますので、そういったところも覚えておいていただきたいと思います。

○金澤委員長

この表の中にあるオレンジ色に着色されている使用量、参考使用量というのはどうやって決めているのでしょうか。

○佐藤管理課長

11ページをご覧ください。11ページの右下に、参考で平均使用量の表がございます。各口径別の合計水量を5年間の調定件数で割った平均により使用量を算出しております。

○金澤委員長

ありがとうございます。

そうすると、それぞれ口径、使用量によって単価、1m³あたりの値段というのが変わってくるとと思いますが、ここに書かれている使用量を中心に、それぞれの口径で単価を計算してみると、傾向が無いというか、「だんだん高くなる」でも「だんだん安くなる」でもなく、ところどころボコボコがあるような形になっていて、これで納得されるだろうかというところが少し気になるところで、調整案①②がどういうロジックでこういった数字が出されているのかといった部分に納得感が得られるかというところが気になるところです。

「1m³あたりの単価がこうなっています」ということが、同じような傾向に見られればいいのですがそういう傾向も無いようですので、そういったことについていかがでしょうか。

○佐藤管理課長

基本的な算定要領では、先ほどの説明にもありました通りいくら使用しても均一料金というのが基本ということなので、まずはこのことを是正しなければならないといったところになります。現在は逓増制の料金表ですが、基本的には「1 m³の水を作るのにどれぐらいのコストがかかるのか」というのが基本なので、いくら使用しても1 m³あたりの単価は変わらないので、そこを変えると逆に不公平感が生まれるということになり、まずはそこを是正しようと言うところですが、先ほど言ったように一般家庭の増減率が非常に高くなるということになりますので、そういったところは調整して、そこだけは逓増制を維持するといった考えで料金設定しております。なので、委員長が言うように口径別に計算するとデコボコが多少できているものとなっております。

○金澤委員長

ありがとうございます。

間違っているかもしれませんが、単価で計算してみると25 mmが一番高いことになります。一番安いのが100 mm、150 mmの253円で、その次が13 mmの270円。一番高いのが40 mmの327円という計算になりました。1 m³あたりの単価は同じようにするという方針なので、口径の大きいものは当然コストがかかるので、少しそういう単価を下げたければ口径の小さい物を設置することで負担低減を図るべきだという解釈ということですね。

○佐藤管理課長

基本料金と従量料金を分けているというのは、当然、大口径のものについてはメーターにかかる費用等のコストが高いので、基本料金を高く設定するものとなり、水を1 m³作るコストについては、いくら水を作っても変わらないので、そこは一律と言うことで整理しており、こうしたことから大口径の基本料金は高くしているところです。

○金澤委員長

そうすると、例えば検針にかかる費用1 m³あたりの検針にかかる費用からすると、大口径のほうが安くなるわけで、どこにお金がかかっているのかというところがこの算定だと理解しにくいと思います。例えばABC分析（Activity Based Classification）という分析を各自治体、水道局では実施しているところもあると思いますが、その水を作る費用、水を送る費用、管理する費用、検針に要する費用とか、そういった目的ごとに試算をして、1 m³あたりの計算をして、資料にある220円がどういう配分で、このお金がかかっているのかというものをABC分析により示していただくとわかりやすくなるのかなと思います。固定費が90%もあって、その中身があまり分からなくて、例えば先ほどのスマートメーターの話でもそうですけれども、検討されているものが技術的な検討なのか、それだけのコスト算定が

されているものなのか、ちょっとわかりませんが、技術的にはできても今までどおりの検針の方が安いのであれば、スマートメーターにするのではなくて、今までどおりのメーター交換を続けるという選択肢も当然あると思っていて、そういったところで何が正しいのか、何がより良いのかといったところを皆さんに示していただくと、この値上げも仕方がないかなと思えると思いますが、それが見えないまま「どこに経費がかかっているのか」「どういうコストの削減を方針として立てられているのか」ということが、この算定だと見えにくくて、「5年間これだけ経費がかかるので平均するとこうなります」といった額だけが出ていて、今後の見通しとか、経費削減努力といったものがこの数字の中に見えてこないの、ABC分析みたいなものを提示してもらえると、すごくありがたいなと思いますがいかがでしょうか。

○佐藤管理課長

「どの事業活動にどれだけのコストがかかっているのか」というのを、視覚化したものがおそらくABC分析ではないかと思っております。検針・集金活動については、資料7ページにも実際は出ております。量水器の購入値段に応じたものとか検針にかかる費用というのは口径にかかわらず一定なので、一律で月額を出しているとかそういったところはお示ししているところですが、例えば漏水調査活動とか、さまざまなミクロな活動・単位まで追跡配分するといったものを今の企業会計のデータ構造では出来ず、細かいデータを取っていないというのが実態となっており、この作業を行うとなると別途で職員の労力、能力といったものが必要になってくると思われます。委員長がお話した支払った料金が何の費用に使われているのかということ、市民の皆様にも明確にしたうえでご納得いただくということは非常に重要だと思っておりますので、今回お示した総括原価を原価構造ということでご理解いただけないのかなと思っております。また、皆さんにお配りした「水道事業・下水道事業令和7年度決算費用構成」で料金構成というか、どれぐらいの費用が割り当てられているのかといったものを表にしておりますので、そちらを参考にいただければと思っております。業務活動ごとのコストのABC分析については、今後の経営とか経営改善、業務検証に必要であり、検討しながら取り入れていきたいと思っております。

○金澤委員長

この表を基に、大雑把に分析ができる気がしますが、いかがでしょうか。正確である必要はなくて、10円単位でも構わないと思いますが、その精度で、例えば減価償却費を浄水場整備コストと配管整備コストで半分するとか、なんかできそうな気がしますが。

○佐藤管理課長

お願いできれば委員長の方からご指導いただきながら、そういった資料を作成して参りたいと思いますのでご協力の程よろしく申し上げます。

○金澤委員長

5項目ぐらいに分ければいいだけなので、そんなに難しく考えずにやれるのではないかなと思うのですが。わかりました。

ほか、いかがでしょうか。

○C委員

資料に県内各市の水道料金と下水道料金の比較がありますが、これは今現在、由利本荘市は3,960円で秋田市が2,860円ということで、これを見ると各市、由利本荘市も含めて現行料金がどのように決まっているのかというのがよく分からないというか、一番初めの現行料金に対して改定料金の率が高いとか低いとかということもあるし、50%以内に抑えて調整したということもわかります。

そうした場合に、もともとの現行料金のことについて言及をして、それを是正するために今回料金不足も含わせて実施するといった説明をしないと、単純に13mmと20mmのところのボリュームゾーンで率が高いとか低いとかいう話だけでなく、全体的に現在の料金がほかのところと比べてどういったことで設定されたものなのか。また、市民のために相当安くしているのかなと思ったら、先程のボリュームゾーンの表を見ると意外にそういうわけでもなくて、由利本荘市の水道コストはとても高いと思います。実際違うかもしれませんが、それを今お話ししても仕方がないので、まず、今の現行料金がどういうことで決まっていて、今後その赤字の部分を割り振りして、どこから集めなければならないとなって、その調整案が1案、2案とでてきて、それを理解した上で説明するためには過去の単価のことや今の単価・単価率のこと、各口径の妥当性等を検討・調整して、1案、2案を提示し、最後に少し配慮した2案でどうかといったことだと思うので、その辺の説明を上手にしないと、市民だけが高い率で改定するのかといったことがあった際になかなか説明が難しいのではないかなと思うので、現行料金とこれからのこと等いろいろな組み合わせの結果、こういった提案、提示になったことをもう少し説明できればと思います。あと、委員長さんが言っていたコスト割合についても理解が得られる説明が必要だと思うし、値上げせざるを得ないといったことを研究していただいて次回説明していただければありがたいと思います。

○佐藤管理課長

意見と言うことでよろしいでしょうか。

○C委員

はい。

○金澤委員長

いかがでしょうか。調整案2の考え方は皆さんご理解いただいたと思いますけれども。前回、「総額自体が今後どうなるのか」という見通しのお話をいただいていたと思いますが、原価の中身がよく分からない状態で総額を決めて割り算をすればこの数字になったといったものではありませんが、納得した数字という状態では無いような気がします。

「今までは市町村合併の中で検討・調整してきた。」「改定にあたり算定要領に準拠して計算・調整し、最大50%以下の値上がりになるような案を提示。その算定方法については理解できた。」ということだと思いますが、そもそも原価が良く分からない中で納得が得られるだろうかといったところだと思いますが皆さんいかがでしょうか。

○D委員

この資料を届けていただいてから、我が家の口径が何mmなのかというのを見ました。そうしたら20mmでした。知りませんでした。一番20mmのところは上げ幅が大きかったののでこの調整案2で50%以下に抑えていただいたということで少し安心しました。20mmで7月検針分が28m³ということで、この時期、畑とかにも水道水を使っておりましたので、いつもより少し多いかなというところですが、こんな感じかなと。ただ、いま本当に基本料金が免除されておりますので、今月の請求額は4,488円ということだそうです。私の立場から言わせて頂ければ、2案の基本料金が13mm、20mmが抑えられていて、なおかつ従量料金が基本220円のところを少ない使用水量の家庭に対して180円、190円というように配慮されているところは理解が得られるのではないかと思います。基本的にその水を作るコストなどのところについては難しくて分かりませんが、新聞記事に載っていた秋田市の人が上水道平均32%上がる答申がなされたということが書かれておりましたが、秋田市と比べて少し高いものとなりますけれども、秋田市でもこのくらい値上りするということを知れば仕方がないのかなと思います。13mmの使用量が少ない方に対して、あまり上げ幅が大きくならなかったということについては、良かったのではないかと考えます。

○金澤委員長

ありがとうございました。

○A委員

独立採算の大前提は企業も同じで、赤字になってまで企業は生きて行くべきではないと思いますし、同じく自治体も一般会計からの繰り入れをして調整して行くということは、本当はナンセンスで、その会計で黒字にしていかなければ会社と一緒に話にならないということになります。ただ一方で、市民の生活を考えた時に、利益ギリギリの最低ラインの黒字を目指しているところもあり、市民の豊かな生活を考えれば必要なことだと思います。今回

の料金改定について、一般の老若男女にわかりやすくってという観点からすると非常にわかりづらいです。すみません、私の一意見です。色々計算しておりますが、先生が先ほどお話ししたように口径によって増減率が高くなったり低くなったり、そういったところも納得が得られるのかなというところもあります。あと、細かくて申し訳ありませんが、例えばスマートメーター化の費用対効果がマイナスだとすれば、コスト感覚で言うと、郡部にある一軒家のところのメーター検針はガソリン代がかかるし、時間もかかる、コストは大幅に増えるといったところで、そういう地域こそスマート化をどんどん進めるべきだと思うし、都市部は一軒家の間隔が短くコストがかからないので、しばらく人力でもいいのではないかと思います。

実際、今、人材は売り手市場の状況となっておりますが、それでもアルバイトであっても就職に苦しんでいる方もいると思うし、生活費を考えた時に、例えば受給費や時給を上げて対応すれば、おそらく人はいくらでも集まると思います。そうした場合に1億8,000万円を7年、8年かけてスマート化する計画を、例えば郡部を徹底的に実施して、まずは7年間で完成させて、1億8,000万円を9,000万円に削減できるといったこともあると思います。こういったことを考えて上下水道料金に反映させていけば、今の上り幅よりは少し減少できると思うし、市民がこの資料を見た時、全市を見て由利本荘市が圧倒的に上下水道料金を上げていくと市民が見た時に、考え深いものがあるのかなと思います。秋田市は簡単に言うと面積は少なく人口がまとまっているので、このくらいはできると思います。一方、由利本荘市は市の中でも大きいほうで、そういった部分のコストがかかるので当然上がってくる部分はあると思います。ただ、市民の納得性というところではご理解を得られるのかといったところを、もう少し噛み砕いてわかりやすく伝えていかなければ、なかなかご理解を得られないかなと思います。我々も腑に落ちないままに終わってしまっている感覚があるので、その辺を噛み砕いた上で結論にしてもらいたいというのが私の意見です。ただ、前提条件として、「独立採算」「赤字であってはいけない」という基本的なところは企業と一緒に、上げていくのは仕方がないと思います。ただ納得性の部分で、まだ不透明なのでどうなのかなといった感じです。

○金澤委員長

ありがとうございました。11時30分までという話でしたが、まだ下水道の話も全然始まっていない状況です。次回もう少し協議、あるいはここで提案動議と言った時にどうでしょうか。案2になるとしても、もう少し何か情報が欲しいと思いますけども。案2に関しては、この三つの案の中では一番納得感があるのかなと私は思っておりますけれども。

○佐藤管理課長

これで納得いただけないということではないと思いますが、納得できるような説明とか資料が少し足りないとの意見がありましたので、もう少し深掘りしなければいけないのかな

というところがございますので、その辺を検討して次回に持ち越したいと思います。

ただ、県内の市町村との水道料金比較をしましたが、単純に比較できるものではないといったところで、おそらく料金改定については秋田市、由利本荘市が先行して始めているものと思いますので、これから改定しようとしている市町村が結構ある中で、おそらく秋田市、由利本荘市が基準になって改定されるのかなと想像しているところですが、算定要領どおり進めるとこういった金額になって、値上げしないと料金回収率、経常収支も100%とならないとか、そういったところを基本にして検討することとなると思います。

金澤委員長が言われるように、原価の費用をもう少し明確にして次回説明したいと思いますのでよろしくお願いします。ありがとうございます。

○金澤委員長

それでは、本日急いで結論を出すわけではなくて、次回ご説明をいただくということではよろしくお願いいたします。

続きまして、下水道使用料の算定方法、使用料体系の設定について説明をよろしくお願いいたします。

○佐藤管理課長

時間的に今回説明するだけになるかもしれませんが、次回、ご質問をいただくということを考えておりますが、とりあえず1回ご説明申し上げます。

○三浦班長

それでは下水道使用料の算定方法について、説明させていただきます。

資料2をご覧ください。

資料の2ページをご覧ください。「目次」となっています。

資料は先ほどの水道事業と概ね同じ構成となっております。使用料体系の設定イメージを説明し、その後、総括原価の分解、基本使用料・従量使用料への配賦について説明してまいります。この作業を、下水道事業においては、日本下水道協会が作成した「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づき行っております。

次に、基本的考え方に基づいて算定した使用料体系をお示しして、その内容を現行使用料と比較し、最後に改定案について説明するという流れになっています。

それでは、資料の3ページをご覧ください。

使用料体系の設定イメージについてであります。

こちらのイメージは、水道料金算定と概ね同様であります。下水道使用料算定においても、まず、はじめに事業運営に必要な総括原価を算定し、その原価を「需要家費」、「固定費」、「変動費」に分解します。

「需要家費」は、検針や料金徴収など、使用者の存在によって発生する費用、「固定費」は、

使用水量の多寡にかかわらず施設の維持に必要な費用、「変動費」は、動力費など使用水量の増減に応じて変化する費用であります。分解が終わりましたら、今度は、これらの費用を、使用水量にかかわらず定額でいただく「基本使用料」と、水量に応じて負担いただく「従量使用料」に配分し、使用料体系を構築します。

資料４ページをご覧ください。

総括原価を各費用に分解した際の、具体的な金額の内訳を示しています。

総括原価４億５，４２４万４千円は、前回の資料でお示ししたもので、下水道事業では資産維持費は計上しておりません。

この総括原価を下水道使用料算定の基本的考え方の経費分解基準に基づき分解した金額を資料に示しております。

需要家費は１億４，４７３万円、固定費は３億３，０７７万２千円、内訳は、資本費１億２，９３７万８千円、維持管理費３億４，１３９万４千円、変動費は１億２，８７４万２千円となっております。

資料５ページをご覧ください。

下水道事業の総括原価の内訳は、需要家費が３％、固定費が７０．９％、変動費が２６．１％となっており、下水道施設の維持管理にかかる「固定費」が７割を占める構造です。

この固定費については、囲みの中に記載してありますが、本来、基本使用料として賦課するのが適当なものの、下水道使用料算定の基本的考え方では、施設型事業である下水道事業の特性により、使用料対象経費に占める固定費の割合が極めて大きいので、固定費についてはその一部を基本使用料として賦課し、他は従量使用料として賦課することが妥当であるとされています。

今回の試算でもこの考え方に基づいて、固定費については、３０％を基本使用料に充て、残る７０％は従量使用料に充てることとしています。

これにより総括原価の配分については、「需要家費」の全額と、「固定費」の３０％を基本使用料に配分、「固定費」の７０％と「変動費」の全額を従量使用料に配分することとし、使用料算定を行っていきます。

資料６ページをご覧ください。

ここからは、各費用における１件１月あたりの単価を、下水道使用料算定の基本的考え方に示されている計算方法に基づいて計算した内容を説明してまいります。

まずは、需要家費を基本使用料に配賦する計算方法であります。需要家費は、水量区分にかかわらず均等に配賦することとされており、１件１月当たりの単価は、需要家費の合計割る５ケ年の調定件数で求めます。

実際の計算としては、需要家費１億４，４７３万円割る５ケ年の調定件数１，０８２，１５７件で１件１月あたりの需要家費単価は１３３．７４円となります。

資料７ページをご覧ください。

固定費の基本使用料への配賦と基本使用料の確定について説明いたします。

固定費については、先ほどの説明のとおり30%分を基本使用料に配賦します。配賦方法は、需要家費と同様に水量区分にかかわらず均等配賦となります。

1件1月当たりの単価は、固定費の従量使用料分30%割る5ケ年の調定件数で求めます。実際の計算としては、10億1,123万2千円割る1,082,157件で1件1月あたりの固定費単価は934.46円となります。

次に、基本使用料の確定であります。

資料6ページで求めた需要家費単価133.74円と固定費単価934.46円を足したものが基本使用料の理論値であり、1,068.2円となります。100円単位に切り上げた月額1,100円を基本的考え方に基づいた基本使用料と設定します。

水道料金ではメーター口径別の基本料金設定がされますが、それとは異なり、下水道の基本使用料は、すべての利用者が均一という特徴があります。

資料8ページをご覧ください。

ここでは「固定費・従量使用料分70%」と「変動費」の従量使用料への配賦について説明いたします。

まずは、固定費の従量使用料分の配賦方法についてであります。こちらについては、下水道使用料算定の基本的考え方に示されている需要の変動に基づく配賦方法を採用し、各水量区分に配賦いたします。資料においては、詳細な計算過程は割愛させていただいており、この方法により算定した固定費従量使用料分単価を下の表に示しております。

10m³以下の109.41円から101m³以上の111.79円まで、各水量区分で異なる単価となっています。

次に、変動費の配賦であります。こちらは全水量、均一に配賦することとされており、変動費合計割る5ケ年の有収水量で求めます。

変動費12億3,874万2千円割る5ケ年の有収水量2,143万4,368m³で1件1月あたりの変動費単価は57.79円となります。

その結果、固定費単価と変動費単価を足して求める各水量区分の従量単価は、円未満を切り上げし、「1～10m³」168円、「11～20m³」168円、「21～50m³」170円、「51～100m³」171円、「101m³～」が170円となります。

この金額を、基本的考え方に基づく従量単価に設定します。

資料9ページをご覧ください。

「基本的考え方に基づき改定した場合の使用料表」と、その収支シミュレーションであります。

使用料表には、先ほどまでの説明で設定いたしました、基本使用料と従量使用料を記載しています。

この使用料をもとに計算した5ケ年の使用料収入見込みは、48億722万6千円となり、総括原価を充たす結果となっていて、平均改定率は収入ベースで35.5%であります。

下段には、区分別の収入内訳を記載しておりますので、後ほどご確認ください。

また、下の囲みに参考として記載しておりますが、基本使用料もしくは従量使用料のどちらか一方の改定で総括原価を賄う場合もシミュレーションしてみたところ、基本使用料のみの改定の場合は、基本使用料を1,550円に、従量使用料のみの改定の場合は、従量使用料を169円から249円程度に設定する必要があるという試算となっております。

資料10ページをご覧ください。

現行料金との比較であります。

基本的考え方に準拠し改定した場合、具体的にどれくらい使用料の増減があるのかを示しています。

現行料金と比較すると、基本使用料は475円から1,100円へ625円の増額となります。一方で従量使用料は、51m³以上の区分など引き下げとなる区分もあります。

月額料金への影響を見ると、10m³利用で72.5%増、20m³利用で47.2%増、ふたつ飛ばしまして、100m³利用で7.4%増、200m³利用で4.7%減となります。

この結果から、基本的考え方に準拠した使用料については、次のような特徴が挙げられます。

①基本使用料は2.3倍の増額となります。これは、現行が低廉に据え置かれているということもひとつの要因と考えられます。

②従量単価の水量区分間の差が縮小されており、これにより一般家庭（少量利用者）の負担増加率が相対的に大きくなっています。

③平均改定率が35.5%となり、急激な変化を緩和する調整案の検討が必要と考えられます。

特徴の②にあるとおり、基本的考え方に準拠した場合、一般家庭の負担増加率が大きくなりますので、この結果を基本としつつ、実態に即して調整した料金改定案を検討していくことになります。

資料11ページをご覧ください。

現行料金におけるボリュームゾーンを分析した資料になります。各区分の「件数構成比」「水量構成比」「収入構成比」を比較することで、現行料金が見合った収入になっているかを確認できるようになっています。

現行料金体系では10m³以下の区分が件数構成比38.1%、水量構成比40.3%と最も利用者数の多いボリュームゾーンとなっていますが、収入構成比については32.9%となっています。つまり現行料金体系では、一般家庭の負担に配慮し、10m³以下の区分の料金を抑制し、その分、それ以降の区分の利用者の負担を若干増やす構造となっています。

基本的考え方に準拠した改定をした場合は、各区分で水量構成比と収入構成比が同程度になるのですが、その場合ボリュームゾーンである一般家庭の負担が増えることから、このゾーンに配慮し、従量使用料を緩和する調整が必要であると考えられます。

資料12ページをご覧ください。

ここまで説明しました現状や負担感を考慮し、3つの改定案を作成しました。

このページの金額については税抜きで表示しています。

案１は、基本使用料、各区分の従量使用料のすべてを一律３４％改定したもので、一の位を四捨五入し１０円単位としています。

改定率３４％は前回の委員会で説明させていただいた改定基本方針として設定した平均改定率であります。下の囲みに特徴を記載していますが、この案については、基本使用料が基本的考え方に準拠した場合と比較して少額な６４０円となってしまいます。

案２は、小口利用者（一般家庭）に配慮した案です。基本的考え方と比較し、基本使用料を１００円抑え、１０ｍ³以下の従量使用料を１３０円に設定しています。

案３は、水量区分間の料金差（通増度）を縮小することで、大口利用者の負担が軽減する案です。基本使用料は１，０５０円とし、従量使用料の傾斜を緩やかにしています。

この３案は、収支試算のとおり、いずれの案も総括原価を概ね確保できる内容となっております。

最後に資料１３ページをご覧ください。

案ごとの使用水量別の負担影響を比較しています。

なお、このページの金額については税込みで表示しています。

案１は、一律３４％改定の案ですので、どの使用水量でも３３％～３５％の増額となります。この案については、基本使用料が少額に設定される点と、金額でみると大口利用者の増加額が大きいことが課題です。

案２は小口利用者に配慮した案です。基本的考え方に準拠した使用料では７２．５％増となっていた１０ｍ³使用の料金では、４３％増に抑えられています。その他、２００ｍ³使用の料金も２５％増と案１よりは抑えられた内容となっています。

案３は大口利用者への影響を抑える設計となっており、２００ｍ³利用の場合の増加率が１４％と他の案と比較して低くなっています。

以上が、下水道使用料算定の基本的考え方に基づいた使用料体系とそれを基にした改定案の内容です。

今回の検討では、総括原価を充たし持続可能な下水道事業運営を実現することを前提に、３つの改定案をお示ししておりますが、総括原価の基本使用料、従量使用料への配分割合との整合性を保ったうえで、一般家庭の負担に配慮した案である小口配慮の案２が最も現実的な改定案ではないかと考えております。

委員の皆さまにおかれましては、案２を軸としてご審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。下水道使用料についての説明は以上となります。

○金澤委員長

ありがとうございました。時間が過ぎておりますが、どうでしょうか。

○佐藤管理課長

今日、是非発言したいということがあれば発言していただいて、次回の委員会での発言でも良いという方は次回と言うことでお願いします。

○金澤委員長

ありがとうございます。それでは是非という方いらっしゃいましたらお願いします。
次回、忘れてしまうかも知れませんが、もう一度少し説明をいただく必要があるかと思いますが。
案2でご提案という説明ですが。
浄化槽とのコスト比較データとか提示されるのでしょうか。

○佐藤管理課長

作成はしておりますので、次回示したいと思います。

○金澤委員長

それも含めて検討ということでよろしくお願ひしたいと思います。

○C委員

上水道・下水道の考え方について、上水道の方は固定費の割合を25対75としている考え方はどうなのかと思います。要するに、固定費をどのように考えるかということを示していただきたいと思います。下水道の方は3対7になりますよね。このことに関しても、何か基準があればそれで良いと思うのですが、その辺の固定費に対する考え方、上水道は固定費が90で、下水道は70%ぐらいなので、その辺の違いもあるのかと思いますけれども、固定費の割合をどのように考えて積算しているのかということは必要だと思います。

○佐藤管理課長

固定費を基本料金と従量料金の割合を30対70にした理由ということですよ。固定費を70%としたところではなくて。

○C委員

例えば5対5でもいいだろうし、いろんな考えがあると思いますが、3対7にする根拠があったらあったでいいし、無ければ無いで。

○佐藤管理課長

実は、明確なものが無く、基本的な考え方の中の例に30対70というのが下水道にあります。水道は浄水能力に応じて固定費を按分しているというところがございますが、下水道では固定費を基本料金と従量料金の割合に関する明確なものが無く、基本的な考え方の例で30対70にしているものを採用させていただいたと言うところであります。

○C委員

前にも聞いたような気がしますけれども、にかほ市の水道料金が安いのにには理由があるというような話、それから、料金が高いところは高い理由があるという話がありましたので、「隣の町はどうか」といった状況を理解しておきながら由利本荘市の説明をした方が良いのかなと思います。

特に秋田市とにかほ市、料金の高いところ等の情報を得ながら、市民等から聞かれた際に対応できるようにしておいた方が良いでしょうと思います。

○佐藤管理課長

ありがとうございます。ええ、次回までちょっと調べておきたいと思います。

○金澤委員長

まだご質問あるかと思いますが、次回ということにさせていただきたいと思います。

進行が悪く、予定時間を超過し申し訳ありませんでした。

それでは事務局にお返ししますので何かありましたらよろしくお願いします。

○工藤局長

本日は予定時間を超過した中でご指示をいただきありがとうございました。今日は難しい用語や数値の資料で難しかったと思いますけれども、市民生活に直結するお話ということもあり、委員の皆様から「もっと納得感、分かりやすい説明が必要」とのご意見をいただきましたので、局内でも検討し、次回の資料とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○吉田特命課長

以上で本日の検討委員会を終了させていただきたいと思います。皆様、長時間にわたりご協力いただきありがとうございました。

(午前 11 時 55 分終了)